

宮城第一高等学校校舎等改築事業に係る大規模事業評価「評価書」の要旨

平成29年11月13日
宮 城 県

行政活動の評価に関する条例（平成13年宮城県条例第70号）第10条第1項及び行政活動の評価に関する条例施行規則（平成14年宮城県規則第26号）第21条の規定により、宮城第一高等学校校舎等改築事業に係る大規模事業評価の「評価書」を作成した。その要旨については、次のとおりである。

1 対象事業名

宮城第一高等学校校舎等改築事業

2 事業の概要

当該校の校舎施設は、昭和41年から昭和44年に建築されたものである。また屋内運動場は昭和46年の建築である。

耐震補強工事及び必要最小限の改修により施設の保全を図ってきたほか、平成20年度の男女共学化に伴いトイレ等を改修したが、大規模な改修は行っていない。

校舎及び屋内運動場の老朽化が著しいことから改築を行うものである。

【参考】

改築予定地：仙台市青葉区八幡一丁目6-2

改築規模：校舎（鉄筋コンクリート造） 8,122㎡（現有8,107㎡）

屋内運動場（鉄骨造） 1,968㎡

その他附属棟等 1,044㎡

事業期間：平成30年度から平成36年度まで（平成36年4月供用開始予定）

事業費：初期建設費 7,746百万円，維持管理費 3,685百万円（維持管理期間40年）

3 県民生活及び社会経済情勢に対する効果並びにその把握の方法

本事業の実施により、老朽化の著しい校舎施設が改善され、利用者の安全が確保されると共に、学習環境の整備による教育効果・学習意欲の向上が図られる。

なお、事業実施の効果については、大規模事業評価の基準に従い、定性的・定量的に分析し、把握した。

4 評価の経過

平成29年8月29日に宮城県行政評価委員会に諮問し、同委員会大規模事業評価部会においては「評価調書」をもとに2回にわたり審議が行われ、同年11月9日に答申を受けた。

この間、同年8月29日から同年9月29日にかけて県民意見の聴取を実施したものの、本事業に関する意見は特に無かった。

5 行政評価委員会の意見

答申では、「事業を実施することは妥当と認める。」との意見を受けた。

なお、評価書を作成するに当たり検討すべき事項として、2点の意見が付された。

6 評価の結果

宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会における調査審議の経過及び上記5の答申を踏まえ、本事業について、行政活動の評価に関する条例施行規則第17条第1項に定める基準に基づき評価を行った結果、本事業を実施することは適切であると判断した。（評価結果の詳細については、「評価書」を参照）

なお、同答申の内容に対する県としての検討結果は、評価書に記載した。